

事 務 連 絡
平成 23 年 11 月 15 日

各 { 都道府県 }
 { 政 令 市 } 衛生主管部（局） 御中
 { 特 別 区 }

厚生労働省健康局
総務課がん対策推進室
結核感染症課

肺がん検診及び結核健診における
胸膜プラーク有所見者への対応について（依頼）

がん対策又は感染症対策の推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

別添「肺がん検診及び結核健診における胸膜プラーク有所見者への対応について（依頼）」（平成 23 年 11 月 14 日付け環境省総合環境政策局環境保健部企画課石綿健康被害対策室・独立行政法人環境再生保全機構石綿健康被害救済部中央環境審議会事務連絡）により、都道府県石綿健康被害対策主管部（局）宛て依頼されましたので、情報提供いたします。

つきましては、都道府県衛生主管部局におかれては、石綿健康被害対策主管部局と連携の上、貴管下市町村衛生主管部局への周知方お願い致します。

事 務 連 絡
平成 23 年 11 月 14 日

都道府県石綿健康被害対策主管部（局） 御中

環境省総合環境政策局環境保健部企画課
石綿健康被害対策室

独立行政法人 環境再生保全機構
石綿健康被害救済部

肺がん検診及び結核健診における
胸膜プラーク有所見者への対応について（依頼）

今般、中央環境審議会より環境大臣に対し、「石綿健康被害救済制度の在り方について（二次答申）」が答申され、「既存の結核健診、肺がん検診等にあわせて、胸膜プラークの所見を有した場合には、健康管理に必要な情報提供等を行う」ことについてのご提言を頂いたところです。

つきましては、下記内容について、市町村石綿健康被害対策主管部局にご協力いただきたく存じますので、都道府県衛生主管部局と連携の上、貴管下市町村石綿健康被害対策主管部局への周知をお願いいたします。

なお、厚生労働省健康局及び（社）日本医師会とは協議済みであることを申し添えます。

本件の趣旨をご理解頂き、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

肺がん検診については、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 19 条の 2 の規定に基づく健康増進事業のがん検診の一部として、また結核健診については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号）第 53 条の 2 の規定に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において実施されているところであるが、市町村石綿健康被害対策主管部局が、これらの機会に撮影された胸部エックス線写真を用いて、胸膜プラーク（疑いを含む。）の所見を有することと判定した場合には、当該エックス線

の被検者に対して、プラークを有することの結果を通知した上で、健康管理等に関する情報（別添）を提供すること。

検診で「胸膜プラーク」を指摘された方へ

「胸膜プラーク」とは、石綿(アスベスト)を吸い込んで約15～30年以上経た後に、肺などの臓器が納まっている胸腔の内側を覆っている「胸膜」という薄い膜の辺りにできることがある、肥厚(隆起した部分)のことを指します。

石綿は目で見ることができないほどの細い繊維からなり、吸い込むことで、肺の中にたまり、これによって、中皮腫、肺がん、石綿肺、びまん性胸膜肥厚等を引き起こすことがあります。これらの病気は、いずれも石綿を吸い込んでから病気になるまでの時間が非常に長いことが特徴です。

胸膜プラークが見つかっただけでは、これらの病気にかかっているとはいえませんが、過去に石綿を吸ったことを示す重要な所見と考えられています。これらの病気の発見には、胸のレントゲン写真等による定期的な健康診断が有効です。

また、特に肺がんでは、石綿と喫煙によって亡くなる危険性がより高まることが知られていますので喫煙されている方には禁煙を強くおすすめします。

(独)環境再生保全機構では石綿関連疾患や健康被害救済制度等についてまとめたリーフレットを無料でお送りしていますので、是非、お気軽にお問い合わせ下さい。

(独)環境再生保全機構(<http://www.erca.go.jp>)

フリーダイヤル : 0120-389-931

(受付時間 平日:9:30-17:30)

本部: 川崎市幸区大宮町1310 ミュザ川崎セントラルタワー9F
電話: 044-520-9508(代)